



2005年6月30日
No.81号



JAWAN

日本湿地ネットワーク・JAWAN通信

日本湿地ネットワーク (Japan Wetlands Action Network)
〒191-0052 東京都日野市東豊田3-18-1-105 柏木実 方 TEL&FAX 042-583-6365
郵便振替口座 00170-8-190060 日本湿地ネットワーク
団体会費 5000円 個人会費 3000円 JAWAN URL : <http://www.jawan.jp/>



松川浦：国の重要干潟の指定を受ける、約90種の底生生物が確認される豊かな干潟である。
「美しい松川浦を21世紀の子供たちに残すために」(新妻香織) 記事参照

【目次】 東京湾三番瀬カキ礁生態系への考察

泥干潟に特有の生態系・カキ礁とは (高島 麗)	2
釧路湿原は蘇るか 釧路湿原全体構想案を検証する (杉沢拓男)	6
イベント報告 和白干潟を歩こう!! 和白干潟探検隊 (山本廣子)	9
泡瀬干潟「自然の権利」訴訟、いよいよ始まる (前川盛治)	10
ラムサールCOP9カンパラに向けて特別カンパをお願いします!!	11
美しい松川浦を21世紀の子供たちに残すために (新妻香織)	12
NEWS 新たに20カ所の国内湿地がラムサール登録の見通し	13
見るべきものを見ているか? (辻 淳夫)	14
今後のラムサール条約湿地登録に関する取り組みについての意見書	15
イベント情報 / JAWANホームページより / 編集後記	20

東京湾三番瀬カキ礁生態系への考察

泥干潟に特有の生態系・カキ礁とは

高島 麗 (日本湿地ネットワーク会員)

東京湾の最奥部に、広大なカキ礁があるのをご存知でしょうか。猫実川河口のカキ礁のうち最大のもは、最大幅約48m、最大長約120m、周辺に点在する礁も換算すると約5000平方メートルもあるカキの島です(写真1)。島そのものの存在は以前から知られていましたが、死んだ貝殻が積もった「カキガラ島」と考えられていたものです。調査を詳細に行ってみると、高密度な部分には、マガキ約1000個体/m²の生息数が確認され、島を構成するカキの殆どが生きたカキだとわかりました。このような場所が東京湾の最奥部に残されていたのは驚きです。カキ礁研究の第一人者の鎮西清高先生(京都大学名誉教授)は猫実川河口のカキ礁をご覧になった際は大変驚かれ、「数十年以上の長い年月をかけて形成された貴重なものだと思います、後世に残して欲しい」というコメントを残されました。新聞各社が猫実川河口のカキ礁をカラー写真入り記事で報道しました。

カキ礁とは……

カキ礁(カキシヨウ)という言葉は聞きなれない言葉かもしれませんが、この「カキ礁」というものは、一言ではなかなか表しにくいものです。カキ礁は、単に「普通のカキが沢山居る場所」、だけにとどまらず、様々な特徴を持ちあわせているからです。カキ礁を構成している生物、マガキ(*Crassostrea gigas*)は、養殖などにも使われるものと同じ種類のカキです。ですが、このマガキが条件の整った泥質の干潟に棲むと、「礁」を形成し、独特の構造、そして生態系における様々な役割をもちあわせます。カキ礁は、カキという生物によって造られた3次元構造物です。カキ礁は柔らかい泥干潟の上に立体構造を形成し、通常ならば泥の中にしかない生息域を干潟の上にまで広げています。

礁の定義

「礁」は英語で、Reef(リーフ)といいます。また、「礁」は、wave-resistant buildup(波に対して抵抗力のある集積物)と地球科学では定義されるものです。サンゴ礁(コーラル・リーフ)はコーラル(サンゴ)という生物が造る、礁(リーフ)の事を指します。カキ礁は、熱帯域に見られるサンゴ礁の温帯域版と考えてよいでしょう。カキ(オイスター)が造る礁は、カキ礁(オイスター・リーフ)と呼ばれます。スマトラ沖地震で、サンゴ礁に囲まれたモルディブ諸島だけ、被害が比較的少なかったというニュースや新聞記事を目にした方も多いのではないのでしょうか。浅瀬域にある複雑な凸凹のある固い構造物は、効果的に波を抑える効果があり、防災にも役立つようです。熱帯域にはサンゴ礁、サンゴ礁が発達しない温帯では、カキの群落(カキ礁)がそのような役割を果たしているようです。米国では、カキ礁の役割が様々な側面より研究されています。それらの文献によれば、「固いセメント質で立体構造を形成しているカキ礁もサンゴ礁同様に、波消し効果があり、海岸の浸食も防ぐ効果がある」とあります。

カキ礁のでき方

カキの幼生は、優先的にカキの殻に付着します。カキの殻に次々にくっ付き、成長し、しだいにカキ同士のカタマリが大きくなり、三次元立体構造の「礁」を形成してゆきます(図1)。カキ自身が出す固いセメント質でくっ付きあっているので、とても丈夫な構造物です。

干潟に唯一固い構造物を造れるカキ礁

サンゴ礁の生育に適していない地域の浅瀬に、「礁」を造る事ができる生物は、カキだけなのです。凸凹の多いカキ礁は、付着したり、隠れたりする硬い面が少ない干潟の上に広々とした生息域を提供します。米国での試算では、一般的



写真1 猫実川河口に広がる約5000平方メートルのカキ礁

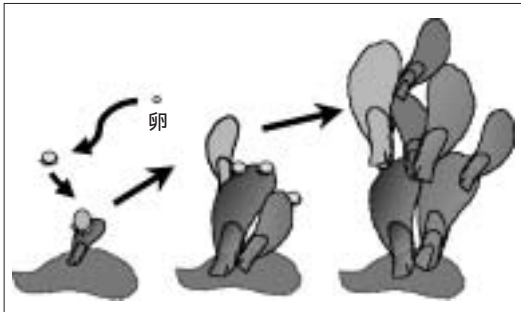


図1 カキ礁が形成されてゆく様子

カキの殻は多孔質で、泥より比重が少なく、泥に浮く事ができる。カキの幼生は、附着面として泥に浮いたカキの殻を優先的に選択し、カキの上に次々とカキが育つ。しだいに立体構造（カキ礁）が形成されてゆき、干潟の上に多くの生物の生息域として適した硬い立体構造物ができあがる。

な干潟と比べ、同じ広さのカキ礁は、50倍の表面積を有する、という報告がある程です。このような環境要因が干潟の上にあるからこそ、カキ礁には、多様な生物が生息する事ができるのです。

カキ礁生態系とは？

「カキ礁生態系」という言葉を聞いた事がある方はさらに少ない事でしょう。欧米では、

Oyster-reef Ecology [カキ礁生態系]

Oyster-reef Habitat [カキ礁生息域] (注：カキの生息地という意味ではなく、カキ礁が他の生物に提供する生息域という意味)という言葉が使われ、カキ礁が他の生物を育む役割が広く認知されています。

「生物群集」という言葉を作ったカキ礁

生態学での基礎概念の「生物群集」という視点は19世紀の生物学者、キール大学のK. Moebiusが1877年にカキ礁とそれを取りまく多様な生物を見て、生まれた概念とされています。

アメリカで宝のように守られているカキ礁

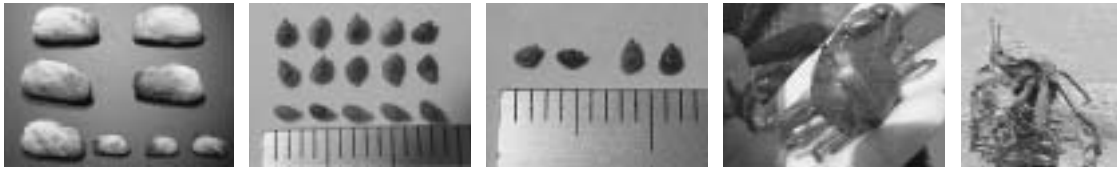
北米東部に『チェサピーク湾』という場所があります。“チェサピーク”という地名の語源は、大自然と関わり深いアメリカ先住民の言葉

で“chesapeake” 豊かなカキを育む偉大な水辺」という意味合いの言葉だそうです。名の通り、“カキが豊か”だった頃のチェサピーク湾では、「4日で湾内すべての水をカキがろ過した」と、試算されています。現在、カキの量は昔の2%に減っており、同じ量の湾内の水を浄化するのに‘一年近く’かかります。周辺の工業地帯からおびただしい量の、排水が流入しますが、豊かな頃の2%のカキでは浄化が追いつかず、海の状態は悪化の一途をたどりました。失われて初めてありがたみが判るもので、米国では、近年、カキ礁のあらゆる側面から研究が進められています。数多くの研究によって、カキ礁があると、魚の漁獲量が増え、海水が浄化され、多様性が上がり、生息数も増える事が明らかになってきました。失われたカキ礁を復元する為のシンポジウムも開かれ、多岐に渡るカキ礁研究結果は246ページ、24章に及ぶ論文集にまとめられています。

アメリカでの海の再生とカキ礁の関係

米国でも回復が見込めない程悪化した自然の“再生”は各地で行われていますが、再生の対象となる場所の選定には、とても慎重な審議がされています。本当にその場所が再生する必要のある場所なのかどうか、念入りに審議され、法による規制もあります。例えば、人工的な埋め立てが関わる場合、生態系の生物学的特性に影響を及ぼす恐れがないかどうか、特に注意が必要、と考えられています。その海域に希少種がいる場合、再生の対象とはならず、そのまま保全されるのです。サンフランシスコ湾の法律404(b)(1)を例にとりますと、ガイドラインのセクション230.31には、特別な生態系の項目があり、カキ礁などの生態系は、“再生で人工的につくりだせない貴重な生態系”という位置づけとされ、現状で十分機能しているカキ礁のある海域は、再生の対象になる事はありません。

図2 猫実川河口域で確認された、絶滅危惧種5種



ウネナシトマヤガイ：
ランクB

エドガワミズゴマツボ：
ランクD

カワグチツボ：
ランクD

マメコブシガニ：
ランクD

ヤマトオサガニ：
ランクD

東京湾・猫実川河口のカキ礁

猫実川河口域は、東京湾に残された貴重な泥質の干潟です。

カキ礁内とその周辺で確認した生物は、100種を超え、現在確認した種の中には、千葉県レッドデータ記載の希少種が5種類含まれています。それらは【ウネナシトマヤガイ：ランクB】、【ヤマトオサガニ：ランクD】、【マメコブシガニ：ランクD】、【エドガワミズゴマツボ：ランクD】、【カワグチツボ：ランクD】の5種です(図2)。非常に危機的とされる保護ランクBに指定されているウネナシトマヤガイ(二枚貝)がカキ礁の隙間1m²に300個体を越す高密度で生息している事は特に注目すべき事です。

化石のカキ礁からも産出する

ウネナシトマヤガイ

内湾干潟泥底の化石のカキ礁からみつかる貝類の化石群集は現在のカキ礁で見られるものとはほぼ同じ種類のもが見つかります。千葉県のレッドデータブックに載っているウネナシトマヤガイは、東京湾の隣の相模湾では、生息域の消失などにより消滅しています。“隙間にくっつく”種類であるこのような貴重な二枚貝が生息しているのも、このカキ礁の入り組んだ構造のお陰なのです。

【環境教育にも役立つカキ礁】

チェサピーク湾はバージニア州・メリーランド州・ペンシルバニア州などにまたがっていますが、各州で失われつつあるカキ礁を復元するための団体が多数あります。

一般市民も“オイスター・ガーデニング”と呼ばれる、カキの里親制度で海の浄化に参加しているようです。海沿いの家庭が多数参加していて、カゴに入ったカキを購入し、家の前に設置しています。カゴの中のカキは、水中の有機質を食べて大きくなり、周囲の天然のカキ礁に幼生を供給し、カキ礁の維持を助けます。カゴ

の中で育ったカキは、食用にされたり、カキ礁へ移植されたりするようです。環境学習としても、“オイスター・ガーデニング”は人気があるようで、学校単位での参加が多いようです。学生達は、カキの浮きカゴに集まってくる様々な生物の観察をし、生態系を学ぶ格好の材料となっています。また学生が測ったカキの成長率を、オイスター・ガーデニングを主催している団体が集計し、「あなたは、カキを育てる事により、これだけの二酸化炭素を削減しました。」というフィードバックも行っているようです。

カキ礁というものがどのようなものか調べていただいた事と思います。では、カキ礁の特徴と主な役割をご紹介します。

カキ礁の役割1【直射日光から守る】

日差しをさえぎるような場所が無い一般的な干潟では、ウミウシ、カイメン、ホヤ等の体の柔らかい生物は、生きていけません。カキ礁では、多孔質のカキ殻が断熱材の役割を果たし、体のやわらかい生き物も「夏は涼しく・冬は暖かいカキ礁」に守られています。一般的な干潟には少ないような、‘乾燥に弱い生き物達’にもカキ礁は、快適な生息域を提供しています。

カキ礁の役割2【棲みかの提供】

米国のカキ礁での暫定的試算では、1m×1mのカキ礁に暮らす動物相の密度は750個体を越えているといえます。カキとカキの入り組んだ隙間は、非常に多くのカニ、エビ、ヨコエビ等が棲みかにしています。

カキ礁の役割3【強い波から守る】

波の強い時など、カキ礁が波を受け止め、多くの生き物がカキのスキマで身をひそめます。写真2は、2004年9月26日、台風の暴風雨警報が出ている日に行った猫実川河口域の生物調査の際に撮影した写真です。周りは暴風雨による波



写真2 台風接近時(2004年9月26日)のカキ礁の様子。カキ礁内部では、波消し効果が顕著であり、様々な生物がタイドプールに避難していることが確認された。

でうねりが激しい状況にも関わらず、カキ礁の周囲は波が静かで、カキ礁内のタイドプールは鏡面のように穏やかなまま保たれ、カキ礁内の潮溜まりの中には、多数のカニやヤドカリが身を寄せ合うように避難していました。波消し効果のある「礁」としてのカキ礁を実感した1日でした。安全さを求め、わざわざカキ礁に産卵の為に訪れる魚や貝類もいます。海水面まで達した大きなカキ礁は、波の力を分散させ、海岸の侵食も防ぐ効果もあるそうです。また、波の影響を抑えるので、泳ぐ力の弱い魚の稚魚が「流れのゆるやかなカキ礁の裏側」に集まる事が米国の研究で明らかになっています。

カキ礁の役割4【満潮時の隠れ家の提供】

カキ礁には漁礁の役割もあります。大きな魚が泳いで近づける満潮時には、「緊急避難場所」となる事が知られています。魚の稚魚やエビは、大型の魚と遭遇するとカキ礁に逃げ込むという報告があり、米国では、イワシ類の群れが捕食者である大型のマス、ヒラメ類から逃れる為にカキ礁に集まる事が知られています。

カキ礁の役割5【水質浄化】

カキ礁の優れた特徴で忘れてならないのが「水質の浄化」です。米国では、カキ礁の浄化能力が高く評価され、失われたカキ礁を再生して海をキレイにする活動が各地で行われています。カキは、河口域で有機物を濾し取って食べ、海水中の沈降物を取り除き、海水を浄化します。それにより、透明度が上がり、光合成が不可欠なアマモの生育にも適した環境が整う事も報告されているのです。カキ礁全体の浄化能力は甚大で、植物プランクトンの異常発生による赤潮

なども防いでいると考えられています。“生きたカキでできた島”が一度に浄化活動をしているのですから、その効果は絶大です。

カキ礁の役割6

【堆積物食の生き物に餌を提供】

カキは大量の“ギフン”を出します。カキは、濾しとったプランクトン等を全て消化する訳ではなく、食べる物の大きさをエラでより分けていて、海水から捕らえた物の多くを粘液とともに排出します。これはまだ「未消化」の状態、フンではないので、偽のフン“偽糞”(ぎふん)と呼ばれます。排出した物が、再び海水に溶けたのでは、水質浄化の意味がありませんが、偽糞はそのまま底に沈みます。沖に吊るした養殖のカキでは、このギフンが分解されずに問題になるようですが、凸凹の多いカキ礁では、隙間に棲むおびたしい数の、カニ、ヤドカリ、イソギンチャク、アミの群れなどの餌となる事で分解され、有効利用されています。アミはヒラメなどの高級魚のエサとなり、ヒラメの稚魚の成長には、アミが不可欠との事です。まさに、多様な生物を支える『カキ礁生態系』です。

米国での例では、カキ礁周囲に多く生息するワタリガニは、‘カキ礁に産卵に来るハゼなどの魚’を食べています。ワタリガニが幼生の頃は立場が“逆”で、魚類(シマスズキ、メバル、ヒメジ科、ニベ科等)の‘重要なエサとなっている’そうです。それらの大型魚は漁業の対象であり、人の食卓に上ります。このように、知らずしらずの内に、「カキ礁発の食物連鎖」は、‘人の暮らし’にまで通じているのです。この「生産性の高さ」は、カキ礁の特性の数々(浄化活動、漁礁としての役割、波消し効果、偽糞の提供など)の集大成に他なりません。

カキはその構造からも明らかのように“干潟で礁を形成するように、進化した生き物”です。その為、カキ礁は、“干潟の環境要因に含めなければならぬ筈のもの”なのです。三番瀬・猫実川河口においては、“柔らかな泥干潟”という特性が、多様性を支えるキーポイントとなっています。『河口に広がるカキの島』は、“何の役にも立たない場所”どころか、豊かな生態系を支える“かなめの石”なのです。

釧路湿原は蘇るか

釧路湿原全体構想案を検証する

杉沢拓男（NPO法人トラストサルン釧路事務局長）

1. 自然再生事業の開始

釧路湿原で自然再生法（2003年1月施行）による自然再生事業が始まっています。「過去に損なわれた生態系・自然を取り戻す」（自然再生推進法）ことを目的に始まったこの事業、釧路湿原での取り組みは、流域を包括する国内初めての本格的な試みとされています。

自然再生事業は、実施の意思のある者が「自然再生協議会」を組織し、協議会が自然再生の基本的原則と方向を示す「全体構想」を作り本格化します。

釧路湿原では全体構想（全文6章）が2005年3月末に決まり、現在は、実施計画の作成・協議が進められています。

NPO法人トラストサルン釧路は、自然再生協議会の肯定的部分を発展させる立場で参加し、全体構想作りにも加わりました。

2. 釧路湿原の診断書、「全体構想」の諸問題

自然再生事業の全体構想は、自然環境の病（破壊）の原因を正しく診断し、治療方針を決め「自然破壊という病で死にかけている自然を治し、自ら蘇えるようにする」ことを目指します。出来上がった釧路湿原自然再生事業の「全体構想」は自然再生の諸原則に沿い、自然再生の方向を正しく診断し、病を治す方向を示したのが振り返ってみました。

(1) 釧路湿原の病は深刻

釧路湿原の病は、湿地そのものの開発による破壊、湿原の水源となる集水域の森林破壊、河川改修、開発地から湿原への土砂流入と堆積、水質の悪化、観光開発などによる生態系の荒廃と劣化などが原因です。満身創痍ともいえる現状のなかで自然再生が始まりました。釧路湿原ではそれでも「野生のよりどころ」としての機

能が残り、水を介し人々に数多くの恩恵も与えています。

(2) 診断と治療の原則を評価

釧路湿原の全体構想で、湿原の病を診断する見方と治療の考え方を示す原則を定めました。

生態系としてつながる流域を自然再生の対象とする「流域視点の原則」

残っている自然の保全を優先し、自然の復元力を支え自律的回復を目指す「受動的再生の原則」

科学的知見による現状の把握

検証しつつ事業の見直しを含め進める「順応的管理の原則」

多様性のある自然の保全と復元及び機能の回復

など10項目が明記され、不足はありますが基本的に評価できる内容です。

(3) 釧路湿原流域の範囲に誤診

全体構想は、ラムサール条約など国際的な自然再生の基準に沿い、肯定できる原則を示しています。しかし、その具体的方向となると再生事業の思惑の違いが表面化し、原則と矛盾する見解も示されました。

その一つに自然再生の対象となる範囲を決める議論の中で、流域の範囲があいまいになりました。自然再生では対象となる地域を集水域単位で考えることを「流域視点の原則」としました。

釧路湿原は現在、阿寒川水系と釧路川水系の二つの水系で成り立っている湿原です。大正時代まで阿寒川は釧路川の支流であり、釧路湿原はこの流域で生態系が作られました。「釧路湿原」の自然再生は「流域視点の原則」からするとこの二つの河川流域が自然再生の対象範囲となります。

しかし、全体構想では、自然再生の対象範囲を釧路川水系の集水域内に止め、阿寒川水系を

補足的なものとして扱いました。阿寒川周辺の釧路湿原南西部地域は、国内で釧路湿原でしか生息が確認されていないキタサンショウオの発見・生息地で、タンチョウの営巣地もあり、釧路湿原で最も自然破壊が進んだ地域で、保全と再生が必要な湿原です。釧路湿原で自然破壊の症状の重い地域を診察対象からはずし、自然再生の患部を見落とした明らかな誤診といえます。

阿寒川流域を自然再生の対象範囲としなかったのは、開発が進み「釧路湿原と呼ぶ人は少ない」、範囲が「広すぎる」などとする専門家の意見と再生の範囲を国立公園内にとどめ、流域の農業・林業地域などを自然再生の範囲から除外し、開発行為を容認させたい開発サイドの意見が反映されています（循環の視点からすると農業・林業地域を除く自然再生はありえない）。

阿寒川流域の釧路湿原では、数年前、湿原を横断する広域農道が建設され、高速道路の工事も進み、インターチェンジも2箇所ですべて予定されています。釧路湿原地域では最も不動産価値の高い土地（湿原）になります。

(4) 釧路湿原の診断・治療に第三者機関が必要

釧路湿原自然再生協議会は、釧路湿原の病を診断し治療する医療チームという役割を担います。治療方針を決めるには「釧路湿原という患者がなぜ手術が必要なほどの病気になったのか」その原因を特定し、取り除くことを目標に治療方針を決めなくてはなりません。現状では、釧路湿原が病気になった原因の確定診断がないまま手術が始まりましたといえます。

釧路湿原が抱える諸問題に対応するため各分野の医療スタッフ（協議会委員）が6委員会に別れ、実施者から示された自然再生の治療方針などを検討し「相互に関連をもち」取り組み、検証することになっています。

6委員会は次のようになっています。

1. 湿原生態系と稀少野生生物生息環境の保全再生（湿原再生小委員会）
2. 河川環境の保全・再生（旧川復元小委員会）
3. 湿原・河川と連続した丘陵地の森林の保全・再生（森林再生小委員会）
4. 水循環・物質循環の再生（水循環小委員会）
5. 湿原・河川・湖沼への土砂流入の抑制（土砂流入小委員会）



荒廃している釧路湿原を囲む山。後方の黒い樹はエゾシカの食害で枯れ死している。

6. 持続的な利用と環境教育の促進（再生普及小委員会）

*（ ）内は現在設置されている小委員会名。

6つの分野は釧路湿原の保全・再生を図る基本分野が網羅されていると思われます。しかし、委員会では各分野を個別に単独で取り扱い、「川を見て森を見ない」「湿原を見て川を見ない」まま事業が始まり、実施者の意向に沿った工事の技術論が中心の議論が進んでいると思えます。

個別の委員会を結び検証するのが再生協議会の全体会議ともされています。しかし、全体協議会には自然再生の温度差が大きい100人を超える構成員が参加し、広大な流域で個別に進められる事業を一同に会して有機的に結びつけ、統括的に議論し、再生の方向が検討できるのか疑問です。

各分野における自然再生の診断と治療の方針は実質的に小委員会で協議され、実施されていくこととなります。これまでの小委員会では市民の能力では理解できない専門用語が飛び交う議論もあり、専門家の議論と工事に精通した実施者（行政）のペースで事態が進んでいるのが実態です。6つの分野を有機的に結び統括・検証できる公開を原則とした「第三者機関」を作ることも必要になっています。

(5) 全体構想が示した診断と治療方針の不安

1) 損なわれた生態系を取り戻せるか

釧路湿原流域では、過去と現在の湿地を示す基礎データもまだ揃っていません。森林破壊・土砂排出源の現況、人工林と自然林の質量、中小河川も含む河川改修の実態など自



地域産の樹木苗を作る（生物多様性）圃場の整備作業。

然再生の視点から見た流域の荒廃と劣化の姿が不明です。これらのことから、全体構想で釧路湿原の病を明確に出来なかったことも否めません。各小委員会はそれぞれの分野で「過去に損なわれた生態系を取り戻す」ための全体像と具体的方向を明示することが求められ、一部でその努力も始まっています。

全体構想では「残された自然の保全を優先」することを明記しています。しかし、釧路湿原を埋め立てる高速道路工事、湿地に蘇ってきている農地を再開発する農地防災事業などの自然破壊を指摘せずタブーとなっていることから、自然再生事業が作っては壊す「賚の河原」事業となりがねない様相もあります。

「残された自然の保全を優先」する自然再生事業では、自然再生と矛盾する開発事業を見直すことも仕事です。自然が自ら蘇る自然治癒力を阻害する高速道路、農地防災事業などの大型公共土木事業の見直しという「食生活の改善」も求めなくては治療にはならないといえます。再生協議会とその委員会が問われます。

自然再生事業では、釧路湿原流域を切り開いた医師がメスを握り、再手術することになります。これまでの開発行為は医師でもある行政が進めてきました。反省と今後の手術を検証する仕組みが再生事業にあったとしても、患者（釧路湿原）と家族（国民）の不安は尽きないものがあります。

2) 旧川復元という自然再生の事例

自然再生事業として始まった、釧路川の直線化部分の一部を旧川に戻し、蛇行化する「旧川復元」工事も、上下流域の生態系についての基

礎的なデータがないまま旧川に水を入れる工事（手術）手法の議論が進んでいます。旧川復元の現場となる釧路川は、その現場上流も河川改修され昔の自然蛇行を失っています。流域では森林も失い、支流の河川改修も進められています。その下流で旧川を掘り、川幅を広げ、水を流す「復元化」工事で昔の自然蛇行が取り戻せるのか、上流域が昔の生態系を失っている今、疑問が広がります。

川に自然を取り戻す蛇行化は賛成できます。しかし、現在の釧路川の現状を見るなら、旧川に水を入れることを前提とした河川の蛇行化は「残された自然の保全を優先し、出来るだけ自然の復元力にゆだねて自律的な自然の回復を目指す」（受動的再生の原則）ことになるのでしょうか。

旧川は河跡湖として希少生物の生息など湿地の多様な生態系の一部となっています。この河川跡を掘削することは「残された自然の破壊」になります。さらに川は水の動きで自ら蛇行することから、改修され直線化した川の中では自ら蛇行し「復元」が始まっています。「自然の復元力にゆだね、自律的な回復」を目指すなら、現状の川の中で「自律的な蛇行を阻害している原因を取り除き、自然の復元力を手助けし、川の力で蛇行を蘇らせる」ことが「受動的再生」とはいえないのか、旧川復元だけが選択肢ではないといえます。

3) 農地防災事業に潜む疑問

釧路湿原流域では、湿地に戻った農地を再開発する「農地防災事業」が各所で進められています。工事で「湿原に土砂が出る」ので開発地に「沈砂地」を作る事業を自然再生事業で実施する提案が示されています。湿地に戻り出した場所は蘇らせ、土砂を出す工事は止めることが自然再生事業です。自然再生事業が従来型公共土木事業の延長のために利用されているという疑問も膨らんでいきます。

釧路湿原流域は広大な酪農業地帯の中にあり、「規模拡大・開発」農政と自然を基盤とする農業の板ばさみで農家は苦しんでいます。湿地の農地化もその延長にあり、1日250万人分の量に匹敵するとされる家畜糞尿の処理などは生態系と農家の許容能力を超えています。自然の循環を基盤とした農業への質的転換も必要で、自然再

生事業はこれらも課題になっています。

3. 問われる「市民・住民」の主体的参加と自然再生事業

生態系の中では、様々な人々が暮らし、自然の利用者や地権者として利害関係を持っています。そのため、生態系の保全は「流域に暮らす人や関わる人々が鍵を握る」とされ、自然再生事業では、自然との関わりが深い「市民・住民の参加」が柱になります。生態系の利害関係者は自然を私的に利用するだけでなく、自然との関係を社会的存在・享有するものとして捉え、保管理に参加することも必要です。しかし、釧路湿原の再生事業は、「官主導」で始まりました。自主的で主体的な市民活動を基礎とした「民主導」の自然再生のあり方も釧路湿原で問われています。

4. 終わりに

市民参加による自然再生事業は、手作りの小規模のものから内容によっては、大規模な事業の展開など様々です。「生態系の鍵を握る」市民・住民の参加と行政機関などとの協働が無ければ自然再生事業の本質的展開は困難です。

生態系の中で暮らす市民・住民も直接的、間接的に自然再生事業を展開する能力を持ち、行

政は市民が提案・実施する自主的な再生事業をバックアップするという役割分担の中で「協働」が進むことが必要です。しかし、釧路湿原自然再生事業では市民団体にその事業展開を協働によって全面的に委ねるという段階に至っていない、市民参加を自然再生事業の「飾り」としたい意図も見ることがあります。

予算の権限を持つ行政と事業を受注する業者という従来型の事業では自然再生事業は進展しないし、市民は行政の下請けとして継続性が必要な生態系の再生に参加することはないといえます。自然再生事業では、市民と行政のパートナーシップのあり方、対等平等な協働関係の構築も試されています。

釧路湿原自然再生協議会ではこれまで50回を超える会議が開かれ、平日、昼間の会議にボランティア参加を続けてきました。資金・人材において地方の一市民団体の能力ではとても対応しきれないものになっています。このまま「参加・協働」を進めると「市民団体は潰れてしまう」様相すら見えています。事業の柱・主体となるはずの「市民の参加」が、時間的経済的な理由で困難になり、実質的に従来型の事業の展開となる可能性もあります。現状の「参加・協働」のあり方も問い直すことも必要になっています。

イベント 報告

和白干潟のラムサール応援企画として開催

ラムサール条約登録の候補地 和白干潟を歩こう!! 和白干潟探検隊

和白干潟を守る会では5月22日に、嶺井久勝氏（元九州大学教官）、神野展光氏（福岡教育大学教授）を講師に招き、福岡市の後援もいただいて、観察会「和白干潟を歩こう!! 和白干潟探検隊」を実施しました。

和白干潟は国指定鳥獣保護区になり、ラムサール条約登録の候補地54箇所の1つに選ばれました。和白干潟がラムサール条約の登録湿地となり保全へ向かうように、私たち市民も応援したいと企画しました。

当日は45名が参加し、和白干潟の中やアシ原をゆっくり歩きながら、コメツキガニやアラムシロガイなどの生き物や湿地の植物を観察しました。

講師の解説もあり、生き物たちの生活や、環境によって変わる植生を知ることができました。少し肌寒いくらいで心地よく、和



和白干潟のいろいろな面を観察できました。参加者は若い人や子どもが多く、楽しい半日でした。多くの市民に和白干潟を広い範囲で体験してもらい、良さを感じてもらえたと思います。多くの発見の旅ができたのではないかと思います。これが和白干潟の保全につながっていくように願っています。

（山本廣子・和白干潟を守る会）

泡瀬干潟「自然の権利」訴訟、いよいよ始まる 全国からの支援をお願いいたします

前川盛治（泡瀬干潟を守る連絡会事務局長）

(1) 今工事している区域の西側は非常に貴重な場所である。

泡瀬干潟は、沖縄県が「自然環境の保全に関する指針」（1998年）で、厳正に保全すべき地域に指定したところであり、絶滅危惧1A類（環境省）のトカゲハゼ、同1類のクビレミドロが生息している場所でもあります。そして、工事着工後も私たちや海草藻類・貝類・カニ類の専門家によって次々と新種・貴重種が発見されました。

特に、私たちがホットスポットと呼んでいるところ（今工事している区域の西側）は、ホソウミヒルモ・ヒメウミヒルモ・リュウキュウズタ・ニライカナイゴウナ・スイショウガイ・深場のコアママ等、新種・貴重種・重要種の生息場所であり、「場の保全」により「種の保全」を図ることが大事であると事業者に要請してきました。しかし、事業者は、自ら新種の可能性があると認めているニライカナイゴウナ、オサガニヤドリガイを「移動によって生存が保証されるものではない」と認めながら、工事区域外に大量に移動してしまいました。

また、工事区域内の海草藻場の被度は、事業者と私たちの合同調査で56.6%の区域があること（連絡会調査結果）が明らかになっているのに、海草藻類を移植しないで、04年10月に工事を再開してしまいました。



サンゴ（埋立予定地のスギノキミドリイシ）

(2) ホットスポット隣接西側及び西防波堤北西海域に、沖縄ではほとんど見られなくなった貴重なサンゴ生育地を発見。

ところで、私たちは、このホットスポットの西側に隣接するサンゴ類生息地（埋立予定地・以後「サンゴホットスポット」）及び西防波堤北西海域（航路予定地、将来掘削される）の調査を改めて行いました。次はその調査概要です。

- 1) 西防波堤北西海域でヒメマツミドリイシ群落（被度50%以上、面積は2500㎡以上）が確認された。
- 2) サンゴホットスポットでスギノキミドリイシ群落（被度50%以上、面積は400㎡以上）が確認された。同群集は海藻の群落の中に見られる。
- 3) サンゴホットスポットでリュウキュウキッカサンゴの群落（被度30%以上、面積は150㎡程度）が確認された。
- 4) 確認されたヒメマツミドリイシ、スギノキミドリイシ、リュウキュウキッカサンゴは、近年沖縄の西海岸では絶滅し、東海岸でも泡瀬、大渡海岸など限られている。サンゴの増殖、移植を考える上で重要であること

以上の調査結果と、事業者は上記の海域での調査をほとんど行っていないこと等から、去った5月18日に記者会見し、「早急な調査と保全、沖縄市・県の観光資源（エコツーリズム）としての活用、サンゴの供給資源としての活用」等を事業者に要請しました。

(3) 沖縄県包括外部監査人の報告で、泡瀬干潟埋立工事は「事業内容の抜本的な変更や見直しも必要」と指摘。

去った3月末、外部監査人は報告書で、埋立



泡瀬干潟の工事現場

事業について次のように報告（概略）しています。客観的・公正に県の事業を評価するのが「外部監査人」の制度です。沖縄県知事の任命によって行われ、知事に報告し、事業の検討を求めめるものです。

- 1) 「海洋性レク拠点」等の形成の根拠が明確でなく、需要予測が甘い。計画も抽象的であり、巨額（約491億円）を投ずべきか検討必要。事業内容の抜本的な変更や見直しも必要である。
- 2) 事業費の財源として起債を行うことから、隣接の新港地区同様の厳しい財務状況に向かう可能性が十分想定される。

これらの問題点は私たちが以前から指摘してきたことです。私たちの訴えてきたことが正しかったことが明らかになりました。

(4) 泡瀬干潟「自然の権利」訴訟が始まりました。全国の支援をお願いいたします。

私たちはこれまで、訴訟を提起しその準備を進めてきましたが、今度、泡瀬干潟「自然の権利」訴訟を起こしました。去る3月に沖縄県・沖縄市に住民監査請求を行ってきましたが、4月

未却下され、5月20日提訴となりました。

この日は、環境省が沖縄の慶良間諸島海域、石垣名蔵アンパル等をラムサール条約登録湿地に指定することで地元自治体と合意したとして、専門家による検討会に報告したことが報道された日でもありました。価値が匹敵、いなそれ以上と思われる泡瀬干潟が失われようとしていることは残念なことです。

原告にニライカナイゴウナ（貝）、ホソウミヒルモ（海草）、ムナグロ（渡り鳥）等を加える「自然の権利」訴訟にしました。原告（人）は監査請求を行った613名です。相手は沖縄県知事、沖縄市長です。埋立事業への公金支出の差し止め、損害賠償を求める裁判です。弁護団は原田彰好団長を含め9名の日本環境法律家連盟所属の弁護士です。国（沖縄総合事務局）相手の工事差し止め訴訟も検討しましたが、訴えの利益が弱いこと（漁協・漁民は補償金をもらい、原告に漁民が入ることが困難である）、工事そのものの不当性を追及できないで早期に結審（却下）する恐れがあること等の理由で「住民訴訟」の形式をとりました。これから約2年間裁判が続きますが、全国からの物心両面からの支援をお願いいたします。

ラムサールCOP9 カンパラに向けて特別カンパをお願いします!!

第9回ラムサール条約会議（COP9）が今年11月にウガンダのカンパラで開催されます。JAWANでは今回も締約国会議の傍聴やNGO会議への参加のために、スタッフを派遣する予定です。しかし、ウガンダへは航空運賃だけでも多額の費用が必要です。そこで、COP9参加を実現するために特別カンパをお願いします。現地での

模様と、カンパにご協力いただいた方のお名前はホームページやJAWAN通信で報告します。

カンパ振込先 郵便振替口座：00170-8-190060

加入者名：日本湿地ネットワーク

振込用紙の通信欄に「ラムサール会議特別カンパ」とご記入ください。匿名希望の方はその旨お書きください。

美しい松川浦を21世紀の子供たちに残すために

新妻香織（はぜっ子倶楽部代表）

福島県の北端に位置する松川浦は、長く延びた砂州の内側にできた汽水の干潟で、県の自然公園に指定されています。ところが尾瀬や裏磐梯の湖沼群など全国的にも有名な公園の陰に隠れ、福島県ではそれほど顧みられるところではありませんでした。その証拠に、つい最近まで松川浦を本格的に学術調査をしたものが何もなかったのです。

それが平成15年度、16年度と2カ年に渡り、県の自然保護グループが環境省から助成を受けて「重要湿地松川浦総合調査」を行ったところ、驚くべき発見の連続でした。松川浦は貴重な動植物が集中して生息する県内では尾瀬に次ぐような「ホットスポット」であることが判明。それのみか、仙台湾の最南端に位置するこの浦は、魚の幼稚魚やプランクトンなどが育って外洋に出ていくための「子宮」か「揺りかご」みたいな場所であることもわかったのです。つまり、仙台湾の生物の豊かさは松川浦に起因していたのです。

私たちは2000年に「はぜっ子倶楽部 - 美しい松川浦を21世紀の子供たちに残す会」という環境保護団体を立ち上げ、50名ほどの会員と共に、さまざまな活動を毎月行っています。松川浦の問題を松川浦という海域にとどめることなく、

流れ込む川、上流の山、あるいは周辺の農地や私たちの生活などトータルで捕らえながら、毎月さまざまな学習会を開催し、市民に広く活動への参加を呼びかけています。

さて、はぜっ子倶楽部の活動は講義、課外授業、実習に分けることができます。

講義

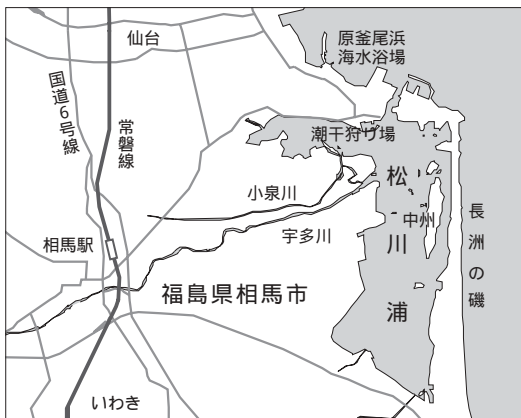
（松川浦やその周辺、環境一般についての学習会）

観光地、漁業の基地としての松川浦、伝承している漁村の文化、森や松食い虫の問題、松川浦の貴重な動植物、あるいは田んぼの虫……。毎年、相馬市長に環境政策について語ってもらうなど、行政にもさまざまな働きかけをしています。

課外授業

（松川浦やその周辺で自然に親しむイベント）

「松川浦で楽しむ」は、大きな活動のポイント。江戸時代に相馬藩主が公家に和歌を詠ませた松川十二景をバスツアー、干潟に出て蟹の観察、浦内の島に生息するサギのコロニー訪問、川を溯り分水嶺を訪ねる、鮭の孵化場を見学して鮭料理に舌つづみなどなど。子供連れで参加される方も多いです。



毎年4月22日のアースデイは、地元の松川浦清掃協議会と松川浦の清掃を行う。



3カ月に一度、松川浦に流れ込む宇多川と小泉川の6ポイントで水質調査を行う。pH、温度、電気伝導率、チッソ・リン・CODパックテストなどを記録する。



相馬高校と合同で行ったカワアイの調査。

昨秋初めて行った松川浦一周ウォークは、20キロ近い行程でしたが、変化に富んだ美しさは疲れを忘れさせ、その後3回同じコースを歩いたという方があったほどでした。

実習活動

(水質調査、清掃、植林、カワアイ調査)

勉強したり遊んだりしているだけでは駄目。実践をしなければ何も変わりません。はげっ子倶楽部も実践活動に力を入れています。松川浦に流れ込む宇多川と小泉川の6地点の水質を、3カ月に1度調査。希少種の巻き貝カワアイの調査は、東北大学の鈴木孝男先生の指導を受けながら、相馬高校の生物クラブの皆さんと行って

います。その他、野外に出るときは必ずごみ袋を持参し、ゴミを拾いながら歩くということが定着してきました。

ところで、私たちの目指す松川浦というのは、果たしてどのような姿なのでしょう。きっとそれは「さまざまな環境に多種多様な生物が重なり合うように生息している共生の世界」ではないでしょうか。そして少なくともまだ、豊かな生物層が残っている松川浦の環境を、これ以上悪化させることなく、「人」も健全な営みができるよう、自然の一部として、他の生物らと共生を目指すべきなのでしょう。そのためには地道ではあるけれど、「見続ける」ということが大切だと、はげっ子倶楽部は考えるのです。

NEWS

新たに20カ所の国内湿地がラムサール登録の見通し

環境省は5月20日に行われた第3回ラムサール条約湿地検討会議で、ラムサール登録を目指している国内の候補湿地の調整状況を公表しました。5月現在、以下の20カ所の湿地で調整が進んでおり、COP9で登録される見込みです。

1. 既に地元自治体の賛意が得られている湿地

- ・サロベツ原野.....北海道
- ・雨竜沼(うりゅうぬま)湿原.....北海道
- ・濤沸湖.....北海道
- ・奥日光の湿原.....栃木県
- ・三方五湖(みかたごこ).....福井県
- ・串本沿岸海域.....和歌山県

- ・秋吉台地下水系.....山口県
- ・くじゅう坊ガツル・タデ原(わら)湿原...大分県
- ・蘭牟田池(いむたいけ).....鹿児島県
- ・屋久島永田浜.....鹿児島県
- ・慶良間(けらま)諸島海域.....沖縄県
- ・名蔵(なぐら)アンバル.....沖縄県

2. 引き続き調整を要する湿地

- ・阿寒湖.....北海道
- ・野付半島・野付湾.....北海道
- ・風蓮湖(ふうれんこ).....北海道
- ・仏沼.....青森県
- ・蕪栗沼(かぶくりぬま)・周辺水田.....宮城県
- ・尾瀬.....福島・群馬・新潟県
- ・中海.....鳥取・島根県
- ・宍道湖.....島根県

見るべきものを見ているか？

辻 淳夫（日本湿地ネットワーク代表）

今年の「干潟を守る日宣言」づくりで、愛知万博のテーマ「自然の叡智」にふれたことで反発があった。二セモノ批判や嫌悪感はあるが当然だが、「万博と干潟のつながりは？」には、それはないと決めてかかる響きを感じた。批判は必要だが、現実をしっかり見つめ、そこから何ができるか、何をするかを考えないでは、仲間になる人も増やせないだろう。

「持続型開発」と「諫早」

愛・地球博地球村で4月17日に「国連持続型開発のための教育10年（ESD10）」のシンポジウムがあった。オープン直前に参加依頼を受けて、私は予定の諫早ゆきを往復夜行バスに変えて、諫早の現実を伝えることにした。弘文さんがバスで名古屋に来てくれたことを思い出しながら、変わり果てた諫早を原田さんに案内してもらい、16日のシンポで自殺者13人を報告された4県漁民の沈痛な表情を写し、藤前の保全と転換の契機となった、諫早・有明海の現実を見てもらった。

参加者には少なからぬ衝撃だったようだ。しかし、どんなに重いことでも、諫早に向き合わずに「持続型」を云々できない。遠方から参加した若い方から嬉しいメールがきた。「ほんとうに諫早湾が守れなければ私たち全体の未来もないと思います、お聞きしたことを日々の中に活かしていきたい」と。

理不尽なごり押しをつづける農水省には勿論、諫早駅前に今も「諫早干拓事業断固完遂」の垂れ幕を掲げ続けさせている諫早市民や、「有明大異変」の後も「諫早」にふれようとしない環境省、未来世代への責任をもつ人、感じる人に聞かせたいと思った。

しかし、翌5月の福岡高裁は、昨年佐賀地裁の道理ある差し止め判決を不当にも覆し、瀕死の有明海と漁民の慟哭をおしつづけた。現場

では身体を張った工事再開阻止行動が始まった。漁民は、公害等調整委員会の「原因裁定」に必死の願いをつなくほかないが、私たちに、今は対極にある二つを同義語に変える智恵はないだろうか？

環境省に一番期待すること

久しぶりの話し合いで、環境省がラムサール登録地の倍増に努力を払っているのは分かったが、一番やってほしいことをやらしてもらえないもどかしさも感じた。JAWANの意見書で丁寧に書いてあるが、何より、国家湿地政策が、生物多様性条約に書いてあるという説明はあまりにおざなりだ。

汐川も、三番瀬も、中池見も、先行開発計画が外されたのに、登録へ進めなかったのはラムサール条約が一番求める、「理解を広め、説得する努力」が足りなかったといえよう。上記3例は、ラムサール条約が「鳥獣保護のため」というよくある「誤解」を解き、漁業や農業にとってもプラスの、人間の生存基盤として重要な湿地のはたらきを広くアピールする機会として活かすべきだった。反省は自分にも向け、遅まきながら汐川では、地元の農民の方々に、「鳥と共存できる」と言ってもらったので、次に活かしてほしい。

山川里海のつながりこそ

登録地倍増計画は、ラムサール条約を広める重要な機会ではあるが、それだけにこだわると、本質を見失うことにもなりかねない。今、環境に関わる多くの人が、山川海のつながりを、その流域全体でみて、それぞれにある制度の壁を超えてつながる必要性を感じているようだが、それこそ、ラムサール条約の釧路会議で（COP5、1993）議論されていたことだ。

藤前干潟がラムサール登録地になって、干潟

がある伊勢湾とその流域の環境修復をと声をあげて3年目、当初、海に関わる人が多かったのが、森や川の保全修復にがんばっている人々とつながり、伊勢・三河湾流域ネットワークとしてつながった。市民と研究者が手をつないで、広域的なアサリ調査や、120河川河口部での水質調査「海の健康診断」からはじめ、この6月には、矢作川森林保全協議会（矢森協）の主催で、全国でも例のない200人のボランティア参加による矢作川源流域での「森の健康診断」が行われた。

林業の衰退で放置されたままの人工林が山の荒廃につながり、間伐が必要と分りながら手をつけられずにいる森を、市民の手で診断し、処方を考えていくものだ。これは秋には藤前干潟につながる庄内川源流域でもと企画されている。

環境省設置法で10月から、全国8箇所に環境省の地方事務所が設置されるという。山川海につながりと、里や町にすむ人々の実業とくらしのつながりを視点においてこそ、その流域がもっているいのちのつながりと、生態系のゆたかさ即ち土地の力が見えてくるはずだ。

20世紀の工業化のための乱開発と高度経済成

長と都市化の中で壊されてきたもの、社会全体として一番見失ってきた、そこにしかない価値に気づくことができるかもしれない。

しかし、それは種々の「壁」にしきられたしくみや、一元的なトップダウンでは、これまでの「共同無責任状態」から脱け出せない。損なわれた環境を取り戻すとして制定された自然再生推進法でも意識されているような、ボトムアップの市民参画が必要だ。ただ、そこにはまだ、いのちからの視点が欠けていて、「自然再生事業」が正しくそうであることを補償するしくみがない。

ラムサール条約の理念と、バレンシア会議で採択された「湿地復元の原則と指針」には、「いのちの再生」はできない、だから残されているものの保全が第一義という、人間の傲慢さをおさえて、いのちのしくみにゆだね、その意向に従おうとする謙虚さがある。アサザプロジェクトの提唱されている、「いのちに評価される社会システム」の再構築こそ私たちがめざすべきところだろう。

私流に言えば、「鶴が舞ってたあゆち潟、伊勢湾丸ごとラムサール」である。

JAWANから環境省への意見書

2005年4月25日

今後のラムサール条約湿地登録に関する取り組みについての意見書

日本湿地ネットワーク

1. COP9に向けた登録湿地候補地選定に関する問題点

登録湿地倍増は「短期目標」でしかないのに、その前提とされる長期的ビジョンとの関係の中で最も相応しい候補地を選定しようという配慮がなされていない。

ラムサール条約湿地検討会開催要領には、1999年のCOP7において、2005年のCOP9までに条約登録湿地2000カ所以上に増加（概ね倍増）する目標が設定され、わが国もCOP7当時の条約登録湿地11カ所（現在13カ所）を倍増することを国内目標としたこ

とを受け、その候補地を科学的見地から検討する必要があることから検討会を開催するとあります。

第1回検討会の資料2では、COP7におけるCOP9までの倍増目標は短期目標であると明示されていますが、これは、COP7の決議 11で「ラムサール条約の国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」（以下「湿地リスト拡充のためのガイドライン」という）が採択され、その「湿地リスト拡充のためのガイドライン」がCOP7当時1000カ所近くに達していた登録湿地を2005年のCOP9までに少なくとも2000カ所に倍増することを短期目標として掲げているからに他なりません。

「湿地リスト拡充のためのガイドライン」のCOP9が開催される2005年までの短期目標の全文は、「登録湿地を拡充するには、条約が採択した長期的ビジョン、戦略目標、及び登録湿地に関する目標を考慮すべきことを認識した上で、2005年に開催される第9回ラムサール条約締約国会議までに、少なくとも2000カ所の湿地を『国際的に重要な湿地のリスト』に掲げるよう確保すること。」とあって、2000カ所の登録湿地を目指す短期目標が長期的ビジョンや登録湿地に関する目標を前提にされていることがわかります。

そして「長期的ビジョン」は「生態学的及び水文学的機能を介して地球規模での生物多様性の保全と人間生活の維持に重要な湿地に関して、国際的ネットワークを構築し、かつそれを維持すること。」とされています。

したがって、COP9までに日本国内の登録湿地を2005年までに倍増することは、上記長期的ビジョンを考慮したものでなければなりません。

しかしながら、今回の候補地選定に当たって示された方針は、「わが国における保全上重要な湿地として選定された「日本の重要湿地500」の中から国際的な基準を満たすと考えられ、かつ予定を含む国指定鳥獣保護区特別保護地区等として保全が担保されている湿地について専門家による検討会を開催して検討を行なう。候補地の中から、地元自治体から賛意を得られたものについて、条約事務局への登録申請手続きを行なう。」というもので、長期的ビジョンには全く触れられていません。

長期的ビジョンとの関係で、今までの13カ所の登録に関する評価、問題点の洗い出しをした上で、これからの登録湿地選定における課題の検討をしなければ、今回の登録湿地倍増に際し、長期的ビジョンとの関係で最も相応しい候補地を選定することはできません。しかし、今回の候補地選定方針を見る限り、長期的ビジョンとの関係で最も相応しい候補地を選定しようという配慮はなく、湿地保全のあり方に関する根本的議論を避けた、短期目標達成のための一時しのぎの方針であるとの感否めません。

登録湿地を保全施策の中で明確に位置づけるべき国家湿地政策が確立していない。

ラムサール条約締約国会議の過去の決議、勧告では、何度となく、「賢明な利用」の不可欠な条件として「国家湿地政策の策定」が掲げられてきました

が、わが国において、今までに国家湿地政策として銘打たれたものは何ら策定されていません。しかし、COP8に向けて提出されたわが国のラムサール条約国別報告書では、生物多様性国家戦略に湿地政策に関する記載があり、これが国家湿地政策であると報告されています。

生物多様性国家戦略では、第3部第2章第3節に「湿原・干潟等の湿地保全」がおかれ、その中の<重要な地域の抽出>では、次のように今回の登録湿地候補地選定の母体となる重要湿地500に関する記載がなされています。

「1999年（平成11年）5月に南米コスタリカで開催された「ラムサール条約」第7回締約国会議では、登録湿地の倍増の決議と各国内における重要湿地目録の整備を求める決議が行われました。同条約では、当初、水鳥の個体数のみを基準とした登録湿地選定基準を使っていたが、湿地は単に水鳥の生息地として存在するだけでなく、生態系全体の維持のために重要な役割を果たしていることから、希少な種が生息する湿地や生物地理区分ごとの重要な湿地であることなど、生物多様性の保全を内容とした基準に見直されました。また、同条約における湿地の定義は、深海は含まないものの、浅海域やサンゴ礁を対象とし、また、水田等の人工湿地も含む幅広いタイプをいうものとなっています。

環境省では、これらの決議や国内における湿地保全の要請の高まりを受け、平成11年から13年にかけて、同条約の湿地選定基準に沿った重要湿地を選定する調査を行いました。これは、湿原、河川・湖沼、湧水地、ため池や水路、浅海域の干潟、藻場、サンゴ礁など、様々なタイプの湿地を対象に、専門家により生物の生息・生育地として規模の大きな湿地や希少な種が生息・生育している湿地などの選定基準を検討するとともに、最新の知見と自然環境保全基礎調査データ等を基に、全国的観点から重要な湿地を500カ所抽出したものです。

このようにして得られた湿地の情報を含め国や自治体等が有する湿地の情報はわが国における湿地保全施策の基礎資料となるものです。しかし、個々の湿地については、具体的な保全策を検討するには、湿地タイプの特性とそれぞれの湿地の地域的な条件を考慮する必要があります。保護地域化が必要な湿地については保全のための情報を更に収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区や自

然公園、自然環境保全地域、天然記念物等による保護地域指定や都市公園の設置等による保全を進めます。現時点で既にこれらの保護地域内に位置する湿地については、隣接陸域の公有化やそこでの植生復元などがこれまでも実施されてきましたが、必要に応じ、より効果の高い保護対策をとるなど、保全の強化を図ります。また、ため池や水路など、人為により維持されてきた湿地については、保護地域化などの規制的手法による保全だけでなく補助金助成や税制措置などの経済的な奨励措置や事業配慮など多様な手法を組み合わせ、地域の合意の下にその湿地の特性が維持されていくことが重要であり、そのための検討を行います。」

以上の記載によれば、重要湿地500が湿地保全施策の基礎資料となり、それを基にして、「保全を進めます。」「保全の強化を図ります。」「検討を行いません。」とのことですが、「どのような主体が、どのような権限に基づき、どのような手順で、いつまでに、どの程度に、」「保全を進めるのか」は全く分かりません。

COP7の決議 16で採択された「国家湿地政策を策定し実施するためのガイドライン」(残念ながら、環境庁自然保護局の「ラムサール条約第7回締約国会議の記録」の中では訳出されておらず、日本弁護士連合会の2002年人権擁護大会シンポジウム第3分科会「うつくしまから考える豊かな水辺環境」の基調報告書資料編で訳出されています) 1.5「『湿地政策』とは何か」の中で、

「本報告において一般的に『政策』とは、中央政府やそれに準じた政府によって明確にされ出版された声明を意味し、多くの場合、具体的な数値目標、スケジュール、態度表明、そして行動のための予算を備えたものである。」

と政策の定義づけを行なっています。

また、上記ガイドラインの付属文書1「湿地政策のための優先事項」には、「『国家湿地政策』策定のために優先される行動」の「1、制度や組織上の取り決めに改善するための行動」で、「(a) どのように湿地保全が達成されるか、そしてどのように湿地に関わる優先事項が、十分に企画立案過程に組み入れられるかということ、関心のある人々が確認できるようにする、制度上の取り決めの確立。」が挙げられています。

生物多様性国家戦略の第3部第2章第3節「湿原・干潟等の湿地保全」には、<重要な地域の抽出>の

他にも、<広域的視点からの保全の取組>、<国際的な連携、取組>、<データの整備>に関する記載がありますが、いずれの記載の中にも、具体的な数値目標、スケジュール、行動のための予算に関する記載はありません。また、どのように湿地保全が達成されるか、そしてどのように湿地に関わる優先事項が、十分に企画立案過程に組み入れられるかということ、関心のある人々が確認することができる制度上の取り決めに関する記載もありません。

このように、わが国の現行の生物多様性国家戦略はあまりにもラムサール条約で求められていることとの隔たりが大きく、国別報告書においてわが国の国家湿地政策であると報告しても、内容的に吟味すれば、説得力がないのは明らかです。

したがって、生物多様性国家戦略が現時点のわが国の国家湿地政策であるか否かはともかく、わが国がラムサール条約締約国として湿地に関し「賢明な利用」を今後進めていくためには、あくまで種の観点から生物多様性の確保を第一義的な目標とする生物多様性国家戦略とは別個に、ラムサール条約で求められている内実を備えた国家湿地政策を速やかに策定しなければならない状況にあることは決して否定することができないのです。

わが国の湿地保全政策の基礎資料になるべく重要湿地500が選定されても、早急にこれを生かした具体的な湿地保全施策を掲げる国家湿地政策の策定がなされなければ、重要湿地500に選定された湿地においても、今後破壊や毀損が進んでいく危惧を払拭することはできないでしょう。

そして、重要湿地500を基礎資料としてわが国の具体的な湿地保全施策を掲げる上で、ラムサール条約登録湿地をわが国の湿地保全の制度的枠組みの中で明確に位置づけ、湿地保全施策体系の一環として登録湿地選定に関する基本方針を定める必要があります。

2. COP9以降の登録湿地選定に関する基本方針に関し検討すべき事項

以上の問題点の検討を踏まえて、今後(COP9以降)の登録湿地選定に関する基本方針を定める上で最低限検討されなければならない重要事項としては、次の各点が挙げられます。

長期的には100カ所程度の登録を目指すことが示される必要がある。

各国の湿地登録数の状況は非常にまちまちです。

条約は加盟国に最低1カ所の登録を要求しているだけです。1カ所という国から、100カ所を超える国まで様々です。

しかし、上記長期的ビジョンからすれば、「湿地リスト拡充のためのガイドライン」で明らかにされている登録湿地の要件を満たす湿地は可能な限り登録されるべきでしょう。

第2回検討会において、事務局から示された候補地選定基準を満たしている湿地の数だけでも50を超えており、ラムサール条約の選定基準を充たしても、今回の検討会で示されている面積や法的担保の要件を充足していない湿地が相当数あることからすれば、100カ所以上の湿地が条約登録されるべきことになり、わが国の長期的ビジョンとして、100カ所以上の湿地登録を目指すことが明確に示される必要があるでしょう。

わが国の長期的ビジョンとして100カ所以上の湿地登録を今後20年程度で実現するためには、今年11月のCOP9で22カ所を達成したとして、21年後のCOP16まで3年おきの締約国会議ごとに平均11カ所以上登録していく必要があり、これが3年毎の新規登録湿地の数値目標として設定されなければなりません。

わが国の長期的ビジョンとして重要湿地500及びその他の湿地による国内の重要な湿地のネットワークの構築を目指すことを明らかにし、ネットワークの核として登録湿地を位置づけるべきである。

ラムサール条約における「長期的ビジョン」は、「生態学的及び水文学的機能を介して地球規模での生物多様性の保全と人間生活の維持に重要な湿地に関して、国際的ネットワークを構築し、かつそれを維持すること。」ですが、それを実現するためには、先ず締約国各国の国内に重要な湿地のネットワークが構築されることが必要なことは言うまでもありません。したがって、日本における湿地保全の長期的ビジョンとして、国内に重要な湿地のネットワークを構築することが求められるのです。

ネットワークは一元的なものではなく、同一水系における様々なタイプの湿地によるネットワーク、同一タイプの湿地の全国的なネットワーク、渡り鳥の種類に応じた飛来地としてのネットワーク等、多元的なネットワークの構築が必要になります。

重要湿地500だけではなく、その他の湿地も含めた多元的ネットワークを構築し、それを維持するために必要とされる保全策を各湿地ごとに抽出し、実

行しなければなりません。国内の湿地保全の方針が、国内の湿地のネットワークの構築・維持に集約されることになれば、当然に、登録湿地は、各種国内ネットワークにおける国際的に重要な湿地として、国内ネットワークの核に位置づけられるでしょう。

そのためには、国内ネットワーク構築のための湿地の選定、個別湿地ごとの保全策（今までの鳥獣保護法や自然公園法による保護区の設定ではなく、湿地のための保護区の設定と当該湿地の管理の必要性に応じた行為規制ができる湿地法制が必須のものとなるでしょう）の検討、保全策の実行のタイムスケジュールが明確に定められた計画が必要になります。その計画の中に、国際的に重要な湿地の条約登録が組み込まれ、国内ネットワークの構築の過程の中で、条約登録候補地が選定されていくことになります。これこそが、わが国の国家湿地政策とされるべきものでしょう。

湿地登録に当たっての優先順位については、開発により破壊、毀損の危機にある湿地の保全を第一に考えるべきである。

上記のように、国内の重要な湿地のネットワークの構築と条約登録湿地候補地選定が連動することになったときに、開発計画が存在して破壊、毀損の虞が高い候補地の扱いについては、開発計画の中止あるいは見直し、保全策の実施と条約登録手続が優先されなければならないことは言うまでもありません。

国内の重要な湿地のネットワークを構築、維持するというのがわが国の湿地政策の長期的ビジョンとして掲げられることによって、個別の重要な湿地の保全の問題は、単にその湿地の保全だけではなく、ネットワーク全体としての保全の問題になります。核となる湿地を保全せずして、ネットワークの構築・維持はありえませんが、ネットワークの核になる湿地の保全の優先性の要請は飛躍的に高まるのです。

したがって、従来候補地にできない理由とされた、開発計画があるとか、法的に担保されていないから登録できないというのは本末転倒の議論であり、ネットワークの核として条約登録すべき湿地が保全されていなければ、早急に保全策をとり、条約登録しなければならぬことになります。

選定基準の面積や法的担保に関する要件の見直しが不可欠である。

今回の候補地選定に際し、第2回検討会に提出さ

れた事務局案でも、中池見湿地は選定基準を充たしている湿地に該当しませんでした。最近の締約国会議の決議等で盛んに泥炭地の価値の重要性が指摘され、湿地登録においても十分考慮されるべきだとされながら、国際的にも注目される泥炭地である中池見が、開発計画も中止されたのに、なぜ候補地から漏れるのだらうと、湿地保全に永年関わってきた関係者は誰もが疑問に思いました。

今回の選定基準からすれば、面積や法的担保という点で要件を充足していないということのようでしたが、このような国際的にも重要で、条約登録を目指す上での支障が比較的少なく、条約登録の高い優先性が認められるべき湿地が、結果的に登録できなかったということではなく、COP9の1年前の時点の50カ所以上も候補地が挙げられているリストから漏れているということは、やはり、選定基準自体に問題があるのではないのでしょうか。

「湿地リスト拡充のためのガイドライン」の中の「ラムサール条約の下で優先的に登録湿地に指定する湿地を選定するための体系的方法の採用に関するガイドライン」には、面積に関し「規模の小さな湿地を見過ごさないこと」との記載があり、法的担保に関しては「締約国は、登録湿地への指定が、その湿地に対して、既になにがしかの種類保護区という地位を付与されていることを要求したり、登録湿地への指定後に必ず保護区という地位を付与することを要求したりするものではないことを認識する。」と記載されており、面積や法的担保を要件とした今回の選定基準が、「湿地リスト拡充のためのガイドライン」と齟齬するものであることは明白です。

選定に関する科学的調査機関等の設置、市民参加の手續の充実が必要である。

前述したとおり、今後の条約登録は、国内の湿地ネットワークの構築と連動されるべきであり、ネットワークを構成する湿地の選定、保全策の検討の手續と登録湿地の候補地選定手續は、科学的かつ民主的であることを担保するため、専門家による十分な検討と、永年湿地保全に関わってきたNGOや市民からの意見聴取を踏まえてなされなければなりません。そのための常設の検討・諮問機関や調査機関の設置、NGOや市民からの意見聴取の手續的保障が検討されるべきです。

仮に国内ネットワーク構築と条約登録が連動できなくとも、登録湿地の候補地選定について、常設の検討・諮問機関や調査機関の設置、NGOや市民から

の意見聴取の手續的保障が図られる必要があるでしょう。

登録湿地選定において、政府は、締約国の責務として求められる主導的役割を果たすべきである。

政府は、ラムサール条約締約国の責務として、湿地の重要性に関する認識の普及啓発を図りながら、重要湿地保全の必要性について国民や地方自治体に広く理解を求め、さらに、重要湿地の条約登録が進むよう、登録湿地候補地選定に際して主導的役割を果たすことが求められます。

そのような観点からすれば、候補地選定に当たり地元の合意を尊重すること自体は必要であるとしても、地元に対抗の声があるからといって、政府が何もものを言わないことは締約国当事者としての責任放棄であるということもできます。政府が地元に対して湿地の保全の必要性、条約登録の必要性に理解を求め、地元の合意を促すような働きかけをすべきです。

3. 最後に

以上、今回の候補地選定手續に関する問題点と今後の選定手續の課題についての意見を申し述べましたが、COP9で国内湿地倍增の公約を果たした後に最も重要なことは、これを今後の湿地保全の取組の出発点にすべきということであり、今回公約を果たしたことによって今後条約登録の動きが鈍るようなことだけは絶対に避けなければなりません。

私たちが、今後の湿地保全の取組を進めるために、国、地方自治体と積極的に協働していく所存ですので、環境省におかれましても、私たちの意見を参考にさせていただき、COP9以降も、さらに積極的な湿地保全政策を実施するよう、計画的に準備を進めて頂くことをお願い致します。

尚、今後国内での条約実施にあたっては、実施に関わる行政もNGOも、ともに締約国会議における議論を一次資料として討議し、国内の取り組みを構築すべきです。そのために、締約国会議の決議の翻訳については会議後6ヶ月から1年以内に配布できる体制が準備される必要があります。また、これまでの締約国会議の結果を各国内での実施に合わせて編集しなおした「ラムサールハンドブック」を翻訳し、担当者、利害関係者が参照できる態勢を作ることは賢明な利用を国内に推進させる上で不可欠です。

COP9の決議の翻訳等については、ぜひとも迅速に対応して頂きますようよろしくお願い致します。

イベント情報

南港生きもの育て隊 “アオサ取り”

日時：7月3日(日)、17日(日) 9:30(少雨決行)
場所：大阪南港野鳥園(野鳥園展望塔集合)
参加費：大人200円、小・中学生100円(保険代を含む)

主催：NPO法人南港ウェットランドグループ
問い合わせ：TEL 06-6613-5556(野鳥園事務所)

春から秋にかけてアオサという海藻が大発生し、干潟をおおってしまいます。そうなると、アサリ、ゴカイ、カニなどいろんな生きものが生活できなくなり、シギやチドリにも悪影響を与えてしまいます。そこで、ふだんは立ち入りが禁止されている干潟に入ってアオサを取り除く作業(約2時間ほど)をします。同時に、干潟の生きものも観察します。

* * *

夏休み子どもボランティア “アオサ取り”

日時：7月23日(土) 10:30(少雨決行)
場所：大阪南港野鳥園(OTS線トレードセンター前駅改札口10:30集合)

参加費：200円(保険代を含む)
主催：(社)大阪港開発技術協会、NPO法人南港ウェットランドグループ
問い合わせ：TEL06-6613-5556(野鳥園事務所)

夏休みなので、子どもたち中心でアオサ取りをします。ゲームや干潟の生きもの観察会も同時に行います。終了時には、ボランティア体験証明書と記念品をお渡しします。



大阪南港野鳥園でのアオサ取り

第9期「和白干潟の自然観察ガイド講習会」

第1回 カニたちの愉快な行動

日時：8月28日(日) 11:00 ~ 18:00
場所：和白干潟(和白干潟を守る会事務所集合/福岡市東区和白1-14-37 海のきりえ館1階)
講師：古賀庸憲氏(和歌山大学教育学部助教授)
持ち物・服装など：長靴、帽子、長袖、長ズボン、スコップ、筆記具、弁当、水筒、双眼鏡(ある人)
定員：先着30名

参加費：2000円(和白干潟を守る会会員は無料)
主催：和白干潟を守る会

問い合わせ：TEL/FAX 092-606-0012(山本)

和白を守る会では、博多湾に残された和白干潟の自然の大切さを、観察会を通して伝えていきます。小・中学校の総合学習などで、和白干潟の自然を学んでほしいと考えています。この自然観察会のガイドを育成する講習会を行います。講習は室内とフィールドの両方あります。また、夜の干潟観察会もあります(希望者のみ/夕食後19:00~20:00)。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

JAWANホームページより

干潟を守る日2005のイベント報告を掲載

4月から5月にかけて行われた湿地保護全国キャンペーン「干潟を守る日2005」にご協力、ご参加いただきまして誠にありがとうございました。JAWANホームページ(<http://www.jawan.jp/>)では、参加団体からお寄せいただいたイベント報告を掲載していますので、ぜひご覧ください。

湿地保護団体ガイドの掲載団体を募集中です

JAWANホームページでは新しく「湿地保護団体ガイド」のコーナーを開設しました(<http://www.jawan.jp/ngo/>)。各地で活躍している湿地保護団体の活動内容や、対象としている湿地の保全状況などについてご紹介しますので、掲載をご希望の団体は原稿をお送りください。原稿の内容、応募方法など、詳しくはホームページをご覧ください。



編集後記

JAWAN通信を新しい時代の息吹を感じさせる会報にしたいものです。今号は環境省に提案したラムサール条約登録湿地に関する意見書を掲載しました。今後のJAWANの基本姿勢となるでしょう。次号発行は9月初旬の予定です。(昌)

川沿いの桑の木は沢山の赤い実をつけ、ヒヨドリやムクドリのご馳走になっています。鳥達に少し分けてもらって、今年も桑の実ジャムを作りました。川辺ではカルガモの親子もよく見かけます。じきに巢立ちの季節ですね。(恵)

速報! 6月27日に福岡高裁が抗告を許可。諫早湾干拓工事の是非が最高裁で審理されることになりました。(矢)